

# 勝訴！ 大飯原発3・4号の設置許可取り消しを命じる

原子力規制委員会は「ばらつき」を考慮しておらず

「調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落がある」

老朽原発美浜3号をはじめ、すべての原発等の耐震性の再評価を求めよう！

12月4日大阪地裁は、午後3時202号法廷で、大飯原発3・4号の設置許可取り消しを国に命じる判決を出した。8年半に渡る原告、弁護団、支援者の闘いで勝ち取った勝訴判決だ。

判決は、国が行った審査で地震動審査ガイドの「ばらつき条項」を考慮しておらず、「調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠陥がある」と厳しく批判し、設置許可は違法と認定し、取り消しを命じた。設置許可の取り消しは全国で初めてのことだ。

裁判長の判決言い渡しの後、法廷には原告・支援者の歓声が上がり、拍手が沸き起こった。



## ◆勝利の旗出し：裁判所前では大きな歓声で旗を迎える



この日は約100名の原告・支援者が裁判所に駆け付けた。他方、傍聴券の抽選では、この日だけ関電職員の姿はなかった。

法廷に入れなかった原告・支援者は、大阪地裁前にマスクもとともに待ち構えていた。法廷から飛び出てきた原告が、「勝ったで一、勝ちました、勝ちました」の声とともに「勝訴 大飯原発3・4号の設置許可取り消しを命ずる」

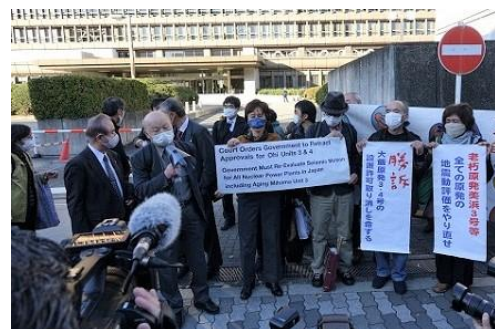
の旗を跳ね上げるように掲げ、続いて「老朽原発美浜3号炉等全ての原発の地震動評価をやり直せ」の旗も、そして英文の旗も掲げられた。喜びの大歓声が起こった。

原告弁護士、原告団共同代表の勝利の報告が、興奮した雰囲気の中で行われた。

冠木弁護士「今やっと勝ちました。原発の基準地震動が過小評価になっていると裁判所が認めた。全国の原発で『ばらつき』を考慮したら違法になるという、素晴らしい判決だ」。

武村弁護士「全国で初めて『ばらつき』で勝訴した。国が福島原発事故後に自ら定めた規制を守らず、後退させてきたことを裁判所が指摘した。各地の原発裁判で使える、素晴らしい判決だ」。

小山原告団共同代表「来週にも規制委員会に申し入れに行きたい。大飯原発はもちろんだが、老朽原発美浜3号、高浜1号、2号を動かして良いのかと地元自治体にも申し入れに行きたい。



各地で、地震動審査ガイドに照らして耐震安全性を問題にしていくよう働きかけていきたい」。

アイリーン・美緒子・スミス原告団共同代表「国は絶対に控訴しないでください。大震災から、人々、環境、経済を守るための最後のチャンスになるかもしれない。コロナ禍で原発大事故が起こったら人々はどうなるのか。みんなで声を上げてください」。

続いて福井の原告は、「どう表現していいかわからないほどうれしい。裁判所が私たちの命を気にかけてくれたことがうれしい。関電は判決を受け止め、美浜3号など老朽原発の再稼働はやめて欲しい」と率直に気持ちを述べた。シュプレヒコールで「画期的な判決を勝ち取ったぞ!」「全ての原発の基準地震動は過小だ!国は控訴するな!」などと訴えた後、勝訴の記者会見・報告集会の会場へ移動した。

#### ◆記者会見：弁護団・原告が判決内容と勝訴の意義を語る

記者会見には約30名の記者が集まった。原告・支援者も記者席の後方の席についた。

原告団共同代表のあいさつから始まった。

小山さんは、「皆さん勝利しました。8年半に渡って闘ってきた成果です。熱心にこの裁判に取り組んできた弁護団に感謝します」と述べ、続いて今後の課題をあげ、「3月12日にも玄海裁判で同様の判決が出るよう働きかけていく。全国各地で『地震動審査ガイドを適用させよ』という大きい運動を起こしていきたい」と締めくくった。

アイリーンさんは、「日本は地震国なので本来は過去起こった厳しい地震全てを対象にするべき。平均より厳しい地震を考慮するのはあたりまえ。それを国は自ら守らなかったのだ。勝訴を生かして地震から市民、環境、経済を守ろう」と訴えた。

次に弁護士から発言。

冠木弁護士「判決で現行の基準地震動についての批判が出たことは、ものすごく大きな意義を持っている。国が定めたいろいろな規則や基準などの中で、地震の大きさ（地震規模）を平均値だけで決めることへの批判が書かれているのは、ガイドの『ばらつき』の所だけだ。これを国は、はじめは無視し、次に裁判長に言われて標準偏差を含めて計算した値を出してきたがそれは完全にごまかされた。今回判決が出たことで、各地の原発で「ばらつき」を考慮すれば基準地震動はどうなるのかという議論が今日から始まる。全国に大きな影響が出てくる」。



武村弁護士「地震動についての審査の手引きが、福島原発事故後に新規基準の審査ガイドに変わる過程で『ばらつき』の項目が付け加わった。このことに裁判所が気づき、その重要性を認めた。論点は多くあったが、裁判所は、『ばらつきの考慮』だけで勝たせてくれた。これは、福島原発事故後に強めた規制を緩和する姿勢をとっていることへの糾弾だ。裁判所は、審査で地震規模の平均値に上乘せが必要かどうかを検討するのを怠ったとして、設置許可取り消しの判決を出した。国は控訴して、上乘せをしなくて良いケースを考えてくるだろう」。

大橋弁護士「国は自分が作った新基準どおりに審査していなかった。裁判所が、『ばらつき』を考慮しなくて良いとする根拠となる証拠を国に出すように言ったが出さなかった、出せなかった。今回の判決は、電力会社と国の、申請と安全審査の姿勢に一撃を与えたのではないか」。

高山弁護士『ばらつき』に焦点が当たらないよう、国はのりくりしてきた。国は敗訴したとことで、総力を挙げてひっくり返しに来るだろう。判決を守らなければならない」。

谷弁護士「ようやく行訴で勝てたことは大きい。全国に与える影響も大きい。控訴審も頑張っていきたい」。

続いて質疑に移った。以下にそのいくつかを紹介する。

「こんなにきれいに勝てた勝因は、シンプルに言うとうどうなるか？」との質問に対し、冠木弁護士は『ばらつき』の議論はシンプルだ。これに対し国は『あだ、こうだ』と言ったが、証拠は出てこなかった」。

「原発の稼働への影響は？」との質問に対し、冠木弁護士は「基準地震動が（耐震性の範囲内に）収まっているかどうか各地の原発で問題になる。耐えられないなら廃炉にせよとなる」。

「ほとんどの原発が見直しを余儀なくされるのか？」との質問に対し、小山さんは「全部の原発に影響するのは間違いない。ただし、各原発で影響の仕方は異なってくる。絶対に影響するのは美浜3号で、最大加速度、現行993ガルが1標準偏差を考慮すると1,330ガルになる。玄海も影響する」と説明した。

質疑の合間に、裁判をしている福井や福岡から「躍り上がって喜んでいる」と連絡があったことが紹介された。会場に笑いが起こり、和やかな雰囲気が流れた。

「設置許可取り消しは初めてか？」に対しては、「その通り」、「国が控訴したら再稼働できるのか？」に対しては、「判決が確定するまで許可の効力は続いている」と回答。

「今回裁判で勝った意義は？」と問われ、武村弁護士は「国が安全審査でやったことを裁判所が否定したのが大きい。この行訴で、国は原告の『ばらつき』についての主張を取り合わなかったが、裁判所が間に入ってきて国に指示した結果、福島原発事故後の新基準の『地震動審査ガイド』策定の経過や、『ばらつき考慮』のきっかけとなる川瀬発言が出てきた。これが出てきたことで裁判所は確信を持てたのではないかと述べた。

事務局から、「勝訴判決を受けてこれから新しいステージが始まる。具体的に原発を止めていく。とりわけ美浜3号を止めていく運動を強めていこう」との発言があり、裁判を勝訴に導いた弁護団への会場全体の大きな拍手で記者会見を締めくくった。

#### ◆報告集会：各地の原告の思い

はじめに小山さんが、判決要旨の該当箇所を示しながら、原子力規制委員会が上乗せをする必要があるか否かを何ら検討することなく、設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとしたことに対し、「このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過しがたい過誤、欠落があるものというべきである」（4ページの1番下）と設置許可取り消しの根拠を述べていること等を紹介した。



続いて谷弁護士は「ようやく設置許可取り消し判決をつかみ取った。原発の立地阻止闘争が押し切られ、1974年伊方訴訟から始まった46年間の原発裁判闘争で、設置許可取り消しは初めてだ。原発訴訟で非常に大きな1里塚を立てた。皆で喜びを分かち合いましょう」と述べた。

大橋弁護士は、却下された8人について、判決のページをめくりながら、却下された原告以外は「120キロの範囲」と書いてあることを確認し、裁判所は120キロで原告適格を判断していると述べた。谷弁護士が、「規制庁の積算シミュレーションで20ミリシーベルト以上の地域



に居住する原告に適格を認め、それ以下は却下している。原告は1ミリシーベルトを超えたらだめと主張している。却下された人は早期に控訴すべき」と続けた。

事務局は、国が無視した「ばらつき条項の意義」(要旨3ページの(3))と、これを何ら検討することなく行った「このような規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過しがたい過誤、欠落があるものというべきである」(4ページの最後の部分)の箇所を指摘し、政府の原発推進政策にも痛打となる貴重な判決だと強調した。

続いて各地の原告が次々と思いを述べた。

「たまたま沖縄から来ていて判決に参加できて良かった。原告として琉球新報から取材を受ける。辺野古の訴訟や福島からの避難者等のつながりを生かしていきたい」、「長い裁判で体力が落ちたが、もう少し頑張らないかん」、「弁護団と事務局が裁判の進行でやり合っているのを見て、弁護団を身近に感じる事ができた。控訴審も勝ちたい」、「地震動の問題に論点を絞ったのはすごい」、「良かった。正義が勝つこともあると子どもに示せた」、「本当に画期的な判決！今の政府の原子力推進に対して痛打になった。国の審査が間違っていたと判決ははっきり述べている。みんなで勝ち取ったこの判決を大切に、新しい風穴を開けていきましょう」。

アイリーンさんから、規制委への申入れ設定についての報告。国は「原告と当事者同士なので会っても言うことは何もない。控訴するかどうかの検討にかかりきりで、会う時間がない」と言っているとのこと(後日、12月22日に規制庁交渉&院内集会が決まった)。

原告団声明を読み上げ、拍手で確認した。

続いて福井の原告が発言。「もんじゅの金沢高裁での勝訴と今日の勝訴に居合わすことができ良かった。先日、老朽原発高浜1号の再稼働について高浜町議会が推進の請願を採択してしまった。その枕詞に「原発の安全」という言葉がついている。判決が国がいい加減だったことを示したので、原発の地元の住民にも影響が出るだろう。自治体だけでなく、地元の人たちにも広く伝えていきたい」と述べ、拍手が起こった。

会計からは8年半に渡る3つの裁判についての会計報告があり、カンパも呼び掛けられ、拍手で承認。事務局からは控訴委任状の提出についてお願いをした。

関電の株主代表訴訟の初公判(3月16日10時30分、大阪地裁大法廷)のお知らせもあった。事務局が「今日は存分に喜んで、またみんなで頑張っていきましょう」と締めくくった。

原告団声明、弁護団声明、判決要旨、判決骨子、判決本文

<http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/hanketu20201204.htm>

判決は被告国の主張をことごとく批判(12月13日) おおい原発止めよう裁判の会 事務局

<http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/kotogotoku20201213.pdf>

12・4大阪地裁判決を踏まえた原子力規制委員会への要請書

[http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/nsr\\_yosei20201215.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/nsr_yosei20201215.pdf)

判決に従って大飯3・4号機の設置許可を取り消し、控訴は断念すること

「ばらつき」を考慮して、すべての原発等の耐震性を評価し直すこと

2020.12.15 おおい原発止めよう裁判の会 事務局

2020年12月15日

おおい原発止めよう裁判の会事務局